

グループホーム 星辰の家 運 営 規 定

指定（介護予防）認知対応型共同生活介護事業

（事業の目的）

第1条 医療法人富士たちばなクリニックが開設するグループホーム 星辰の家（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）認知対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定（介護予防）認知対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が要介護状態にあつて認知症の状態にある者に対し、適正な指定（介護予防）認知対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護従事者は、要介護者であつて認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

（事業の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所は、次のとおりとする。

- 一 名 称 グループホーム 星辰の家
- 二 所在地 群馬県前橋市富士見町時沢 7 0 3 - 1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 二 介護従事者 3 名以上
介護従事者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 三 計画作成担当者 1 名（介護職と兼務）
計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、1 ユニット 9 名とする。

（指定（介護予防）認知症対応型生活介護の内容）

第6条 指定（介護予防）認知症対応型生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の心身の状況に応じた介護
- 二 食事その他の家事等（利用者と共にやろうとするものとする。）
- 三 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 四 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等

五 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は以下の金額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者 から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家 族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨 の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

<サービスの概要と利用料金>

[理髪サービス]

- ①必要に応じ、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：実費

- ②レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

- ③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

- ④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

紙おむつ・紙パンツ代 180円/枚

尿取りパット代(小) 60円/枚

尿取りパット代(中) 70円/枚

尿とりパッド代(大) 80円/枚

- ⑤家賃(居室利用料) 1,648円/日

- ⑥食材料費 1,500円/日

(朝400円 昼600円 夜600円 おやつ120円)

- ⑦水光熱費 700円/日

- ⑧オムツ代及びその他指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護において提供される便宜提供のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

※金額については実際の精算時には単数処理により若干の違いが生じます。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 利用者は指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者は努めて健康に留意すること。
- 二 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 三 浴室を利用する際には、予めスタッフに申し出てから入浴することとする。
- 四 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
- 五 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
- 六 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- 七 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第9条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年2回避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を適宜設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 妥当適切な（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人富士たちばなクリニックの理事長との協議に基づいて定めるものとする。

(感染症対策の強化)

第11条 事業所は、施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 2 当施設における感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3カ月に1回以上開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 当施設における感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 当施設において、従業者に対し、感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施する。研修は年2回以上実施する。

- 5 当施設において、従業者に対し、感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施する。訓練は年2回以上実施し実施記録を整備する。

(高齢者虐待防止の推進)

第12条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 2 当施設における虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。委員会は3カ月に1回の開催とする。
- 3 当施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 当施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。研修は年2回以上開催し、実施内容を記録する。
- 5 上記2～4に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 6 従業者などは、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。従業者などによる高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報する義務がある。

(業務継続に向けた取り組み)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為に必要な計画(以下、「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。研修は、年2回以上実施する。訓練は、年2回以上実施し実施記録を整備する。
- 3 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

この規定は、平成20年9月1日から施行する。

この規定は、平成20年11月1日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

この規定は、平成30年5月1日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年1月1日から施行する。

この規定は、令和4年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。